

## 2020年4月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

4月度の全体の相談受付件数は計77件で、前月度と比較すると58件減（新車関係20件減、中古車関係34件減、その他4件減）、対前年同月比では50件減（新車関係27件減、中古車関係23件減）となっています。相談受付件数減少の理由は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月から当協議会の勤務体制を在宅勤務としたため、電話での受付対応ができず、メールでのみで受付を行ったことが影響していると考えられます。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約36%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約50%（14件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（13件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約35%（27件）を占めています。

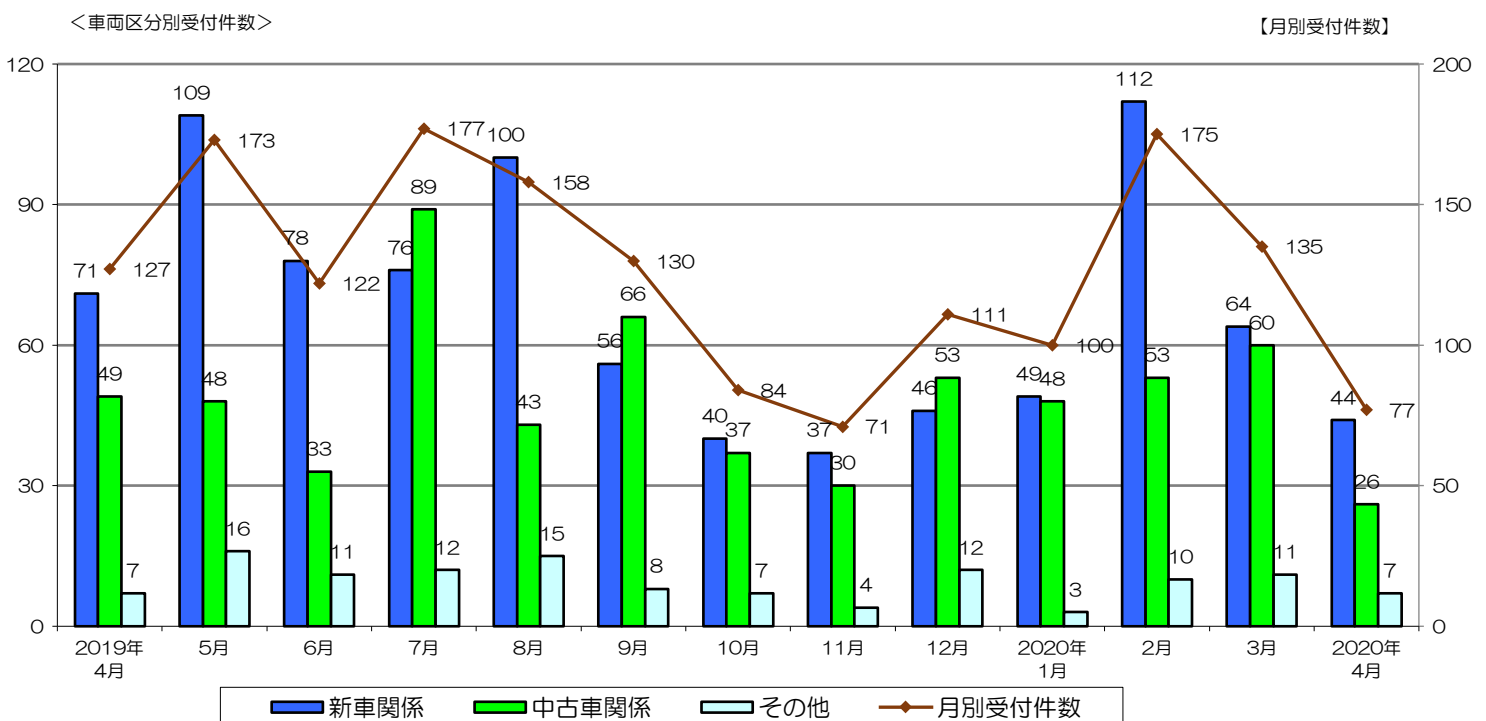
【相談者の内訳・2020年4月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	44	26	7	77
広告代理店	13	12	3	28
メーカー系ディーラー	11	2	0	13
自動車関係団体	4	4	2	10
中古車専門店	1	2	1	4
中古車情報誌社	1	1	0	2
メーカー	13	3	1	17
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	2	0	3



広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	2
メーカー系ディーラー	14
中古車専門店	11
その他	1

【相談受付件数の推移・2019年4月～2020年4月】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが26.5%、『抽象的な問い合わせ』が38.2%（広告表現の可否 17.6%、企画の可否 2.9%、抽象的な問い合わせ 17.6%）となり、両項目で全体の約65%を占めています。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	34	77.3%	その他相談	4	9.1%
景品関係	6	13.6%	<b>合計</b>	<b>44</b>	<b>100.0%</b>

### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	9	26.5%	④下取関係	1	2.9%
表示方法	1	2.9%	⑤各種制度	3	8.8%
支払い総額	1	2.9%	補助金関係	3	8.8%
割賦・リース	6	17.6%	⑥抽象的な問合せ	13	38.2%
その他（価格）	1	2.9%	広告表現の可否	6	17.6%
②特定用語	3	8.8%	企画の可否	1	2.9%
最上級	3	8.8%	抽象的な問合せ	6	17.6%
③特定事項	4	11.8%	⑦その他	1	2.9%
安全・環境	4	11.8%	<b>合計</b>	<b>34</b>	<b>100.0%</b>

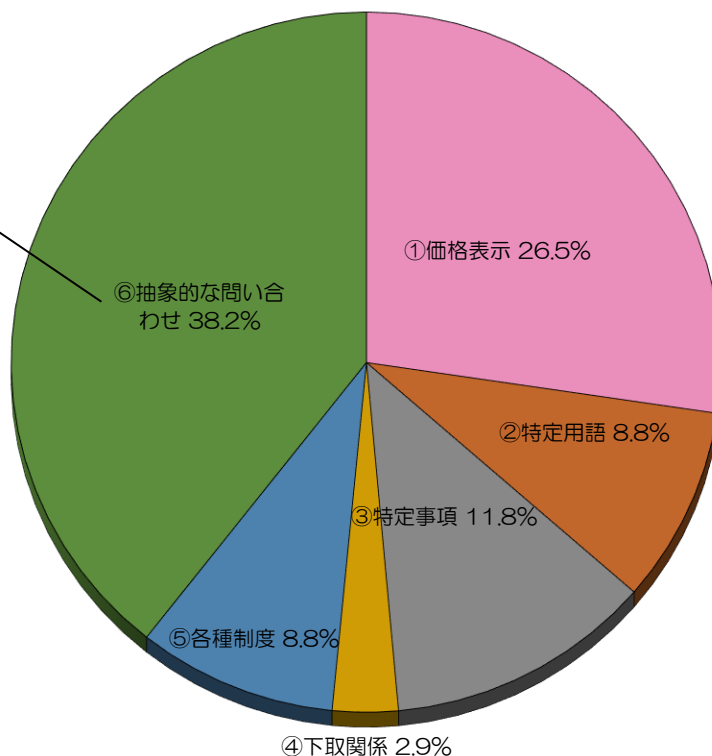
### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	16.7%	期間延長	2	33.3%
一般懸賞(抽選等)	2	33.3%	抽象的な問合せ	1	16.7%
			<b>合計</b>	<b>6</b>	<b>100.0%</b>

### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳

#### 今月の事例

- 車両購入クーポン券を抽選で提供する場合の留意点
- SNS等による情報発信について



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔車両購入クーポン券を抽選で提供する場合の留意点〕

Q. 来場者の中から抽選で1名の方に、新車の購入時に使用できる、「20万円の車両購入クーポン券（値引券）」を提供する企画を検討していますが、問題ありませんか？

A. 「抽選」の方法による値引きは、正常な商慣習に照らして「値引き」とは認められず「懸賞による景品類の提供」とみなされ、提供できる景品類の最高額は10万円となります。そのため、来場者の中から抽選で20万円の車両購入クーポン券（値引券）を提供する行為は過大な景品提供に該当しますので、次のいずれかの方法に変更して実施することが必要です。

- ①車両購入クーポン券の額を10万円以内とする
- ②「来場者」を対象としてクーポン券を提供する等、取引に付随して提供するのではなく、例えば、自社 Web サイトから応募した方を対象として提供するなど、取引に付随しない（商品の購入や店舗への来場等を条件としない）で、広く一般消費者を対象として提供する「オープン懸賞」に変更する

〔SNS 等による情報発信について〕

Q. 新型車の発売に伴い、LINE やメール、また、Facebook、Twitter 等の SNS で新型車に関する様々な情報を発信しようと考えていますが、これらを利用して告知等をした場合も、規約の対象となりますか？

A. 規約第2条第5項では、「表示」の定義について、次のように定めており、LINE やメール、Facebook や Twitter 等 SNS を利用した情報発信は以下の（5）に該当し、規約の対象となります。

＜規約第2条第5項＞

この規約において「表示」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給する商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 商品による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌、その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇、電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『各種制度（サポカー補助金）』に関する問い合わせが全体の約20%、  
『価格表示』に関する問い合わせが12%を占めており、両項目で表示に関する問い合わせの約32%を占めています。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	25	96.2%	景品関係	1	3.8%
			合計	26	100.0%

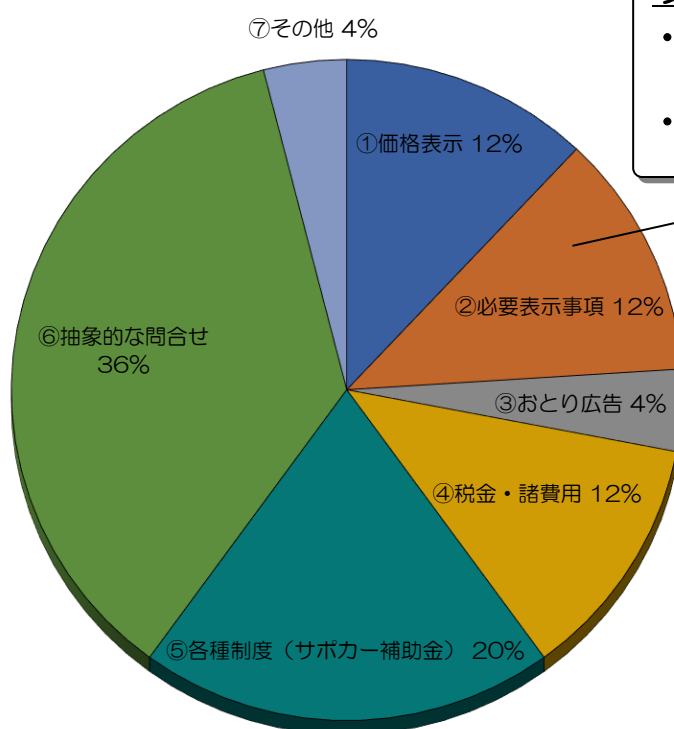
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	3	12.0%	④税金・諸費用	3	12.0%
値引き表示	1	4.0%	税金	3	12.0%
割賦・リース	2	8.0%	⑤各種制度	5	20.0%
②必要表示事項	3	12.0%	補助金関係	5	20.0%
保証の有無	1	4.0%	⑥抽象的な問合せ	9	36.0%
整備実施状況	1	4.0%	広告表現の可否	3	12.0%
必要表示事項全般	1	4.0%	企画の可否	3	12.0%
③おとり広告	1	4.0%	抽象的な問合せ	3	12.0%
			⑦その他	1	4.0%
			合計	25	100.0%

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
抽象的な問合せ	1	100.0%	合計	1	100.0%

#### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳



#### 今月の事例

- ・定期点検整備実施の有無の表示方法について
- ・必要表示事項をマーク化して表示することの可否

広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔定期点検整備実施の有無の表示方法について〕

Q. 当社では成約後、納車時までに必ず定期点検整備を実施して販売していることから、チラシ広告では、「点検整備あり（納車時）」と表示していますが、問題ありませんか？

A. 規約では、**定期**点検整備実施の有無を表示すること、としておりますので、「点検整備あり（納車時）」ではなく、「**定期**点検整備あり（納車時）」と、実施する整備が「**定期**点検（法定点検）整備）」であることがわかるように表示してください。

また、納車時までに必ず定期点検整備を実施して販売する場合は、「整備費用は販売価格に含まれている」旨の表示が必要となります。

【正しい広告表示の例】

	<b>定期点検整備あり（納車時）</b> (整備費用は販売価格に含まれています)
コートリ 1.5M (2WD)	■初度登録：2018年
販売価格 <b>160</b> 万円*	■検 2021年1月
	■走行距離：16,000km
	■修復歴なし
	■保証付 (3ヶ月 3,000km (部分保証))
	■ボディカラー：赤 ■車台番号：099
	■リ済別
※価格には保険料、税金（消費税除く）、リサイクル預託金相当額、登録等に伴う費用等は含まれていないため、別途申し受けます。	

〔必要表示事項をマーク化して表示することの可否〕

Q. チラシ広告に定期点検整備実施状況を表示する際、表示スペースが少ないため、「整済」、「整納込」などマーク化して表示していますが、注意点はありますか？

A. 必要表示事項をマーク化して表示する際には、以下の点に留意してください。

<留意点>

- ①同じページ内にマークに関する注釈を付記するなど、マークの示す意味が正しくわかるように表示すること
- ②「修復歴の有無」や「保証の有無」など、「有」か「無」の表示が必要なものについては有るものだけにマークを付けるのではなく、有るものは「有（修有、保付）」、ないものは「無（修無、保無）」と、いずれかがわかるように表示すること

【マークによる表示と注釈の例】

●定期点検整備実施状況

- |     |  |
|-----|--|
| 整 済 | 定期点検整備実施済み。価格に整備費用が含まれています。              |
| 整納込 | 定期点検整備を納車時までに実施。価格に整備費用が含まれています。         |
| 整納別 | 定期点検整備を納車時までに実施。価格に整備費用が含まれていません。別途必要です。 |
| 整 無 | 定期点検整備なし。                                |